

09437P-00



TAC行政書士講座

行政書士の 5年過去 問題集

みんなが欲しかった!



解説には**正解率**つき! **合格に
必要なレベル**が一目瞭然!

本試験問題
と同じ
スタイルで
解ける!

解答用紙
ダウンロード
サービス
つき!

過去問で **基礎知識**を仕上げる! + 問題編と解答解説編の **2分冊**で使いやすい

はじめに

本書は、平成27年度から令和元年度までの行政書士試験を再現し、新しい順番に並べたうえで、解答解説を付したものです。

資格試験の学習において、一般に、過去の本試験問題を解くことは実力アップの最も効果的な方法だといわれています。行政書士試験もその例にもれません。

しかし、ただ漫然と過去問題を解いているだけでは、いわれるほどの効果は上がらないのも事実です。やはりそこには「出題傾向分析」が必要であり、過去問題集の使い方にもそれなりの工夫が求められます。過去問題を解く上での基本は、出題傾向を探り、繰り返し出題されるポイントをおさえ、自分にとっての難易度を確認することです。そして、参考書などを使って、自分の不得意分野を克服することです。このような学習を心がけていけば、いつの間にか本書は、あなた専用の立派な『予想問題集』に変身していることでしょう。

そのように本書を活用された方々は、必ずや行政書士試験に合格するであろうと、固く信じています。そして何よりもあなたの合格を心から願うものです。

TAC行政書士講座

本書は、令和2年12月現在の施行法令および令和2年12月現在において令和3年4月1日までに施行される法令に基づいて作成しております。

なお、本書刊行後、令和3年4月1日施行の改正法令が成立した場合は、下記ホームページの法改正情報コーナーに、法改正情報を掲載いたします（令和3年4月下旬予定）。

TAC出版書籍販売サイト「Cyber Book Store」

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

本書の特長と使い方

本書には、平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度）の行政書士本試験問題および解答解説を、新しい年度からの順番に並べ替えて、「問題編」「解答解説編」の2分冊で収録してあります。本書をしっかりとこなして、合格レベルの実力をしっかりと養ってください。

問題文の表記が、出題当時のものと異なったり、解答が変わっているものもありますが、法改正を反映させて、学習効率を考えたいことですので、ご了承ください。

問題28 錯誤等に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、
妥当でないものはどれか。 *すべての取組内容を一部修正した。

- 1 表意者が、自己の意思表示が錯誤によるものであることを理由として、その効果を否定することができる場合であっても、相手方は、表意者の錯誤を理由として、その効果を否定することができない。
- 2 売買代金に関する立替金返還債務のための保証において、実際には売買契約が偽装されたものであったにもかかわらず、保証人がこれを知らずに保証契約を締結した場合、売買契約の成否は、原則として、立替金返還債務を主たる債務とする保証契約の重要な内容であるから、保証人は、錯誤を理由として、自己の意思表示の効果を否定することができる。
- 3 婚姻あるいは養子縁組などの身分行為は錯誤によりその効果を否定することができず、人違いによって当事者間に婚姻または縁組をする意思がないときであっても、やむを得ない事由がない限り、その婚姻あるいは養子縁組の効力は否定されない。
- 4 連帯保証人が、他にも連帯保証人が存在すると誤信して保証契約を締結した場合、他に連帯保証人があるかどうかは、通常は保証契約の動機にすぎないから、その存在を特に保証契約締結の基礎とした旨の表示が行われたことの主張立証がなければ、連帯保証人は錯誤を理由として自己の意思表示の効果を否定できない。
- 5 離婚に伴う財産分与に際して夫が自己所有の不動産を妻に譲渡した場合において、実際には分与者である夫に課税されるにもかかわらず

本試験問題の中には、必ずおさえておきたい内容と、あまり必要でない内容が混在しています。本書では、文章理解を除く五肢択一式問題に、必ずおさえておきたい内容に「**覚**」、必要でない内容に「**捨**」とのアイコンを、解答解説に掲載しています。問題番号にアイコンが付されているときは問題全体、選択肢にアイコンが付されているときは選択肢ごとという意味です。

〈解答解説編（復習するとき）〉

覚 …解説をじっくり読んで内容を理解したうえで覚えてください

捨 …無視してしまってもよいです

文章理解を除く問題に、出題ポイントとして、問題を解くときの注意点、解法テクニック、出題意図などを記載しています。

各解答に記載されている正答率は、TAC行政書士講座データリサーチ（本試験直後に実施する解答採点サービス）の結果、算出された数字を基にしています。他の受験生の出来不出来を参考にしてください。

法令等 [問題1～問題40は択一式（5肢択一式）]

基礎法学

問題 1 調停と仲裁 **覚**

正解 1 正答率 56%

出題ポイント

裁判外紛争処理に関する基礎法学の典型テーマです。空欄の前後の文脈に注意しながら、確実に判断できる空欄箇所を探し、選択肢を手描かりにして解答を絞り込みましょう。

ア 「調停」

調停は、紛争当事者以外の第三者が仲介し、和解の条件(内容)を紛争当事者にして、当事者の合意によって紛争を解決するように当事者にはたらきかける制度です。民事調停法では、「この法律で、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を促すこととする」と規定されています。

イ 「和解」

調停は、和解の条件(内容)を争争当事者に示して紛争当事者の互譲つまり和解により紛争解決を目指す制度です。

ウ 「仲裁」

仲裁は、紛争当事者が争いの解決のために第三者を選び、その判断に服することを約束すること(仲裁合意)により争いを解決する手段です(仲裁法2条1項参照)。

エ 「裁判」

仲裁の特色として、仲裁人という第三者が示した解決に当事者が拘束される点にあり、この拘束力を有する点において、仲裁は裁判に似ています。

以上より、ア＝調停、イ＝和解、ウ＝仲裁、エ＝裁判が入り、肢1が正解となります。

TAC行政書士講座の講師・スタッフによる解説を、重要ポイントにシぼって、まとめ直しました。知識定着が不安な内容は、じっくりと読み込んで、必ず“モノ”にしてください。

付属の赤シートで解答・解説を隠して学習することができるので、とても便利です。

とっても便利！ 2冊にバラして使える!!

セパレートBOOK形式

『みんなが欲しかった！行政書士の5年過去問題集』は、かなりページ数が多いため、「問題と解答解説を分けて使いたい」という方もいらっしゃると思います。

そこで、本書は2分冊とし、分解して使うことができるつくりにしました。

第1分冊：問題編（令和2年度～平成28年度）

第2分冊：解答解説編（令和2年度～平成28年度）

分けて使いたい人：次のページのように本を分解して使用できる！

全科目をまとめて持ち歩きたい人：ばらさず一冊で使える！

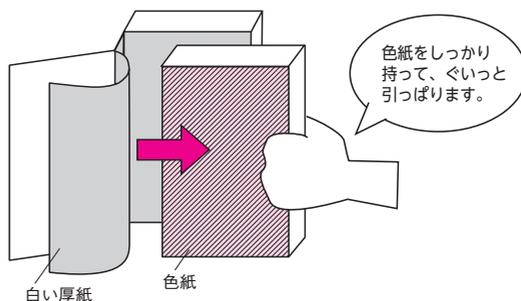
読者のみなさんは自分が使いやすいように、本を自由にカスタマイズして、自分だけの「本当に欲しかった過去問題集」を作り上げてください！

2分冊の使い方

★セパレートBOOKの作りかた★

白い厚紙から、色紙のついた冊子を取り外します。

※色紙と白い厚紙が、のりで接着されています。乱暴に扱いますと、破損する危険性がありますので、丁寧に抜きとるようにしてください。



※抜きとるさいの損傷についてのお取替えはご遠慮願います。

※ 本書巻末には、問題編・解答解説編の2分冊とは別に、年度ごとの「答案用紙」が別冊で付いています。

「答案用紙」は、ダウンロードでもご利用いただけます。Cyber Book Store (TAC出版書籍販売サイト) の「解答用紙ダウンロード」にアクセスしてください。

<https://bookstore.tac-school.co.jp>

シリーズ紹介と活用法

ここでは、TAC出版書籍（みんなが欲しかった!行政書士シリーズ）のご紹介と、その書籍を使った効果的な学習法について説明します。



入門書

1 行政書士 合格へのはじめの一步



- ・「**オリエンテーション編**」で、行政書士という資格と行政書士試験について、さらっと確認してイメージをつかみましょう。
- ・「**入門講義編**」で、各科目の内容をざっと読んで全体像をつかむとともに、法律学習になれましょう。

2 行政書士の教科書



- ・まずは1回、ざっと読んで**全体像**をつかみましょう。わからないところがあっても、どんどん読み飛ばします。
- ・**本文**をじっくり、力を入れて読み込みましょう。
- ・「**例題**」は必ず解きましょう。できないときは、すぐに本文に戻って知識を確認しましょう。

3 行政書士の問題集



- ・『行政書士の教科書』の1回目を読む段階から、できればSectionごと、少なくともCHAPTERごとに、『行政書士の問題集』の問題を解きましょう。
- ・できなかった問題は、**解説に記載されているリンク**をもとに『行政書士の教科書』に戻って確認しましょう。

リンク

実力養成

4 行政書士の最重要論点150



- ・『行政書士の教科書』の重要な150の論点をピックアップして、見開き2ページ1論点(項目)の構成、図表中心でまとめています。

5 行政書士の判例集



- ・最重要判例を中心に、重要度に応じてメリハリをつけながら、憲法・民法・行政法・商法の数多くの判例を掲載しています。

過去問演習

本書

6 行政書士の5年過去問題集



- ・5年分の本試験問題を、詳細な解説と問題ごとの正答率とともに、新しい順に**年度別に収録**しています。
- ・出来具合に一喜一憂することなく、また解きっぱなしにせず、できなかつた問題は、『行政書士の教科書』に戻って復習しましょう。

7 行政書士の肢別問題集



- ・実際の本試験問題を素材にしながら、法令(等)科目の重要論点を、選択肢ごとに分解し、**1問1答形式**で、知識を確認できる1冊です。
- ・選択肢(問題)ごとに、重要度ランク・肢を切るポイントを明示しているので、メリハリをつけた学習が可能です。

記述対策

8 行政書士の40字記述式問題集



- ・過去問題を題材にした**解法マニュアル**と、**過去問題&オリジナル予想問題**が1冊に集約されています。
- ・一通りの学習が終わって、直前期に40字記述式対策を行われる受験生が多いようですが、**実力養成の学習**と同時並行することで、より知識定着を図ることも可能です。

直前対策

9 本試験をあてる TAC直前予想 行政書士



- ・出題傾向を徹底分析した予想問題を**3回分収録**しています。
- ・問題部分は回数ごとに取り外せるようになっているので、**実際の本試験を意識したシミュレーション**を行うことができます。是非とも**時間(180分)**を計りながらチャレンジしてみましょう。

合格!

	(1) 郵送による受験申込み	(2) インターネットによる受験申込み
① 受付期間	例年、7月下旬から8月下旬まで	例年、7月下旬から8月下旬まで
② 申込方法等	受験願書と一緒に配布される封筒により、郵便局の窓口で「簡易書留郵便」で郵送してください。受付締切日までの消印があり、かつ、その日までの受付郵便局の日附印がある「振替払込受付証明書（お客さま用）」が貼られている不備のないものが受け付けられます。受験手数料は、受験願書の受付期間内に、試験案内に同じ込まれている専用の振替払込用紙により必ず郵便局・ゆうちょ銀行の窓口で払い込んでください。	センターのホームページからインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。受験手数料は、申込者本人名義のクレジットカード、又はコンビニエンスストアで払い込みます。 ※「インターネットによる受験申込み」には、顔写真の画像データが必要です。 ※スマートフォン、タブレットではお申込みできません。

受験手数料

7,000円

受験票の交付

受験票は、例年10月中旬に発送されます。受験票には、受験番号及び試験場等が記載されています。

試験結果の発表と通知

試験結果は、例年、本試験翌年の1月下旬に、合格者の受験番号がセンターの掲示板に公示されます。センターのホームページにも合格者の受験番号が掲載されます。なお、公示後、受験者には全員に可否通知書が郵送されます。

合格基準

例年、次の要件をいずれも満たした者が合格とされます。

- (1) 行政書士の業務に関し必要な法令等科目の得点が、満点の50パーセント以上である者
- (2) 行政書士の業務に関連する一般知識等科目の得点が、満点の40パーセント以上である者
- (3) 試験全体の得点が、満点の60パーセント以上である者

(注) 合格基準については、試験問題の難易度を評価し、補正的措置を加えることがあります。

連絡先（問い合わせ先） 一般財団法人 行政書士試験研究センター

所在地 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号（試験専用）03-3263-7700

出題テーマ一覧

令和2年度 出題テーマ一覧

【法令等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
基礎法学	1	調停と仲裁
	2	簡易裁判所
憲法	3	人権（未決勾留者の自由）
	4	人権（表現の自由の規制）
	5	統治（議院の自律権）
	6	統治（衆議院の解散）
	7	総論（第三者所有物没収事件）
行政法	8	一般的な法理論（公表）
	9	一般的な法理論（行政行為・処分）
	10	一般的な法理論（行政契約）
	11	行政手続法（用語）
	12	行政手続法（聴聞と弁明の機会の付与）
	13	行政手続法（申請の取扱い）
	14	行政不服審査法（審査請求手続）
	15	行政不服審査法（再審査請求）
	16	行政不服審査法（不作為についての審査請求）
	17	行政事件訴訟法（狭義の訴えの利益）
	18	行政事件訴訟法（出訴期間）
	19	行政事件訴訟法（義務付け訴訟）
	20	国家賠償法（1条に関する判例）
	21	国家賠償法（1条に関する判例）
	22	地方自治法（住民）
	23	地方自治法（自治事務と法定受託事務）
	24	地方自治法（住民訴訟）
	25	総合（情報公開）
26	総合（自動車の運転免許）	
民法	27	総則（制限行為能力者）
	28	物権（占有改定等）
	29	物権（根抵当権）
	30	債権総論（選択債権）
	31	債権総論（債務引受）
	32	債権各論（同時履行の抗弁権）
	33	債権各論（賃貸借契約）
	34	債権各論（医療契約に基づく医師の患者に対する義務）
	35	親族（特別養子制度）

商 法	36	商行為（運送営業）
	37	会社法（設立等）
	38	会社法（自己株式）
	39	会社法（株式総会）
	40	会社法（公開大会社）

【法令等（多肢選択式）】（各8点）

科目	No.	テーマ
憲 法	41	人権（労働組合員の立候補の自由）
行政法	42	行政手続法・行政事件訴訟法（行政指導）
	43	国家賠償法（議会の議員に対する懲罰）

【法令等（記述式）】（各20点）

科目	No.	テーマ
行政法	44	行政事件訴訟法（無効等確認訴訟）
民 法	45	総則（意思表示）
	46	物権（背信的悪意者）

【一般知識（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
政 経 社 会	47	政治（普通選挙）
	48	政治（フランス人権宣言）
	49	経済（日本のバブル経済とその崩壊）
	50	経済（日本の国債制度）
	51	社会（子ども・子育て政策）
	52	社会（新しい消費の形態）
	53	社会（日本における地域再生、地域活性化）
	54	社会（日本の人口の動態）
情報通信	55	情報通信（インターネット通信で用いられる略称）
個人情報保護法	56	行政機関個人情報保護法（開示請求）
	57	個人情報保護法（個人情報保護委員会）
文章理解	58	文章理解（脱文挿入）
	59	文章理解（並べ替え）
	60	文章理解（空欄補充）

令和元年度 出題テーマ一覧

【法令等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
基礎法学	1	法律思想史
	2	裁判の審級制度等
憲法	3	統治（議員の地位）
	4	人権（家族・婚姻に関する判例）
	5	人権（選挙権・選挙制度）
	6	人権（教科書検定制度の合憲性）
	7	統治（裁判官の懲戒手続）
行政法	8	一般的な法理論（行政上の義務履行確保手段）
	9	一般的な法理論（内閣法・国家行政組織法）
	10	一般的な法理論（公有水面埋立てに関する判例）
	11	行政手続法（行政指導）
	12	行政手続法（聴聞）
	13	行政手続法（行政手続法一般）
	14	行政不服審査法（裁決および決定）
	15	行政不服審査法（審査請求の手続等）
	16	行政不服審査法（地方公共団体に絡む行政不服審査法）
	17	行政事件訴訟法（執行停止）
	18	行政事件訴訟法（行政庁の訴訟法上の地位）
	19	行政事件訴訟法（抗告訴訟）
	20	損失補償
	21	国家賠償法（2条1項の責任の成否に関する判例）
	22	地方自治法（普通地方公共団体の議会）
	23	地方自治法（公の施設）
24	地方自治法（監査委員）	
25	行政法総合（上水道に関する判例）	
26	行政法総合（国公立学校をめぐる行政法上の問題）	
民法	27	総則（時効の援用）
	28	総則（代理）
	29	物権（動産物権変動）
	30	物権（地役権・地上権等）
	31	物権（質権）
	32	債権（転貸借）
	33	債権（委任・事務管理）
	34	債権（不法行為）
	35	親族（氏）

商 法	36	商行為（商行為の代理）
	37	会社法（株式会社の設立における出資の履行等）
	38	会社法（株主の権利）
	39	会社法（取締役会）
	40	会社法（非公開会社かつ取締役会非設置会社）

【法令等（多肢選択式）】（各8点）

科目	No.	テーマ
憲 法	41	人権（表現の自由－NHK受信料の判例）
	42	行政法総合（不利益処分と裁量権）
行政法	43	行政事件訴訟法（行政事件訴訟の種類）

【法令等（記述式）】（各20点）

科目	No.	テーマ
行政法	44	行政手続法（処分等の求め）
民 法	45	物権（共有物に関する行為の要件）
	46	債権（第三者のためにする契約）

【一般知識等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
政 治 経 済 社 会	47	政治（日中関係）
	48	政治（女性の政治参加）
	49	政治（国の行政改革）
	50	社会（日本の雇用・労働）
	51	経済（経済用語）
	52	社会（元号の制定）
	53	社会（日本の廃棄物処理）
情報通信 個人情報 保護	54	情報通信（情報通信用語）
	55	情報通信（通信の秘密）
	56	情報通信（アナログ方式）
	57	個人情報保護（個人情報保護委員会）
文章理解	58	文章理解（脱文挿入）
	59	文章理解（空欄補充）
	60	文章理解（空欄補充）

平成30年度 出題テーマ一覧

【法令等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
基礎法学	1	法制史
	2	「法」に関する用語
憲法	3	総論（私人間適用－百里基地訴訟）
	4	人権（学問の自由）
	5	人権（生存権）
	6	統治（選挙制度）
	7	統治（天皇の国事行為）
行政法	8	一般的な法理論（行政代執行法）
	9	一般的な法理論（私法法規の適用）
	10	一般的な法理論（無効と取消し）
	11	行政手続法（申請に対する処分と不利益処分の比較）
	12	行政手続法（行政指導）
	13	行政手続法（意見公募手続）
	14	行政不服審査法（不作為についての審査請求）
	15	行政不服審査法（審査請求一般）
	16	行政不服審査法（行政不服審査法の条文）
	17	行政事件訴訟法（取消判決の効力）
	18	行政事件訴訟法（民衆訴訟・機関訴訟）
	19	行政事件訴訟法（差止め訴訟）
	20	国家賠償法（1条）
	21	損失補償（道路用地の取用にかかる損失補償）
民法	22	地方自治法（特別区）
	23	地方自治法（条例と規則）
	24	地方自治法（都道府県の事務）
	25	一般的な法理論（道路等についての判決）
	26	行政事件訴訟法・地方自治法（条例廃止阻止の方法）
	27	総則（公序良俗および強行法規等）
	28	総則（条件・期限）
	29	物権（物権的請求権）
	30	物権（抵当権の効力）
	31	債権（弁済）
	32	債権（使用貸借・賃貸借の比較）
33	債権（不法行為）	
34	親族（離婚）	
35	親族（後見制度）	

商 法	36	商法総則・商行為（商人および商行為）
	37	会社法（設立－発起人の責任等）
	38	会社法（譲渡制限株式）
	39	会社法（社外取締役）
	40	会社法（剰余金の配当）

【法令等（多肢選択式）】（各8点）

科目	No.	テーマ
憲 法	41	人権（表現の自由－掘越事件）
	42	行政事件訴訟法（原処分主義）
行政法	43	一般的な法理論・地方自治法（行政計画－施策の変更）

【法令等（記述式）】（各20点）

科目	No.	テーマ
行政法	44	行政事件訴訟法（訴訟の選択）
民 法	45	総則（成年被後見人の相手方の催告権）
	46	債権（贈与契約の解除）

【一般知識等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
政 治 経 済 社 会	47	社会（外国人技能実習制度）
	48	政治（専門資格に関する事務をつかさどる省庁）
	49	経済（消費生活協同組合）
	50	経済（日本の貿易および対外直接投資）
	51	社会（墓地および死体の取扱い等）
	52	社会（地方自治体の住民等）
	53	社会（風適法による許可または届出の対象）
情報通信 個人情報 保護	54	個人情報保護（防犯カメラ）
	55	個人情報保護（欧州データ保護規制）
	56	個人情報保護（個人情報保護法一般）
	57	個人情報保護（個人情報保護法－個人識別符号）
文章理解	58	文章理解（脱文挿入）
	59	文章理解（並べ替え）
	60	文章理解（空欄補充）

平成29年度 出題テーマ一覧

【法令等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
基礎法学	1	犯罪論序説
	2	法思想等
憲法	3	人権（人権の享有主体性）
	4	人権（財産権）
	5	統治（内閣）
	6	統治（予算の法的性質）
	7	総論（憲法のご概念）
行政法	8	一般的な法理論（行政行為の取消しと撤回）
	9	一般的な法理論（行政行為の効力）
	10	一般的な法理論（執行罰）
	11	行政手続法（目的）
	12	行政手続法（処分理由の提示）
	13	行政手続法（聴聞）
	14	行政不服審査法（審査請求の対象）
	15	行政不服審査法（審査請求人）
	16	行政不服審査法（執行停止）
	17	行政事件訴訟法（申請拒否処分の取消訴訟）
	18	行政事件訴訟法（裁決の取消しの訴え）
	19	行政事件訴訟法（仮の差止め）
	20	国家賠償法（1条）
	21	国家賠償法（4条）
	22	地方自治法（公の施設）
	23	地方自治法（議会）
24	地方自治法（住民監査請求と住民訴訟）	
25	一般的な法理論（行政裁量）	
26	行政不服審査法・行政事件訴訟法（教示）	
民法	27	総則・債権（自然人と団体）
	28	総則（錯誤等）
	29	物権（物権の成立）
	30	総則・物権（不動産の時効取得）
	31	物権（物権的請求権等）
	32	債権（連帯債務）
	33	物権・債権（賃貸借に関する法律関係）
	34	債権（不法行為）
	35	相続（遺言）

商 法	36	商法総則・商行為（商人および商行為）
	37	会社法（会社の設立）
	38	会社法（発行済株式の総数の増減）
	39	会社法（取締役の報酬等）
	40	会社法（総合）

【法令等（多肢選択式）】（各8点）

科目	No.	テーマ
憲 法	41	人権（表現の自由－北方ジャーナル事件・補足意見）
行政法	42	一般的な法理論（行政立法）
	43	一般的な法理論（行政行為の効力）

【法令等（記述式）】（各20点）

科目	No.	テーマ
行政法	44	一般的な法理論（行政上の強制執行）
民 法	45	債権（債権譲渡と第三者）
	46	債権（不法行為による損害賠償請求権）

【一般知識等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
政 治 経 済 社 会	47	政治（各国の政治指導者）
	48	政治（日本の公的年金制度）
	49	経済（最近の日本の農業政策）
	50	経済（ビットコイン）
	51	社会（度量衡）
	52	社会（消費者問題・消費者保護）
	53	社会（山崎豊子の著作）
情報通信 個人情報 保護	54	情報通信（クラウド）
	55	情報通信（著作権）
	56	情報通信（情報技術）
	57	個人情報保護（情報公開法制と個人情報保護法制）
文章理解	58	文章理解（脱文挿入）
	59	文章理解（空欄補充）
	60	文章理解（並べ替え）

平成28年度 出題テーマ一覧

【法令等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
基礎法学	1	裁判員制度
	2	法律の形式
憲法	3	統治（最高裁判所裁判官の国民審査）
	4	人権（住基ネットの合憲性）
	5	統治（立法）
	6	人権（信教の自由・政教分離）
	7	人権（法の下の平等）
行政法	8	一般的な法理論（撤回）
	9	一般的な法理論（行政裁量）
	10	一般的な法理論（行政処分に対する訴訟）
	11	行政手続法（処分・行政指導）
	12	行政手続法（法的義務と努力義務）
	13	行政手続法（申請に対する処分・届出）
	14	行政不服審査法（再調査の請求）
	15	行政不服審査法（審理員）
	16	行政不服審査法（審査請求に対する裁決）
	17	行政事件訴訟法（法律上の利益）
	18	行政事件訴訟法（訴訟の選択）
	19	行政事件訴訟法（処分性）
	20	国家賠償法（賠償責任）
	21	損失補償
	22	地方自治法（普通地方公共団体の条例）
	23	地方自治法（地方公共団体の事務）
24	地方自治法（地方財務）	
25	行政法総合（上下水道の利用関係）	
26	行政法総合（朝日訴訟）	
民法	27	総則（消滅時効）
	28	総則（無権代理と相続）
	29	物権（共有）
	30	物権（不動産先取特権）
	31	物権（根拠当権）
	32	債権（債権者代位権・詐害行為取消権）
	33	債権（債務不履行責任）
	34	債権（不法行為に基づく損害賠償）
	35	親族（養子）

商 法	36	商法総則（商法の適用）
	37	会社法（設立における出資の履行等）
	38	会社法（公開会社の発行する株式）
	39	会社法（監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社）
	40	会社法（合名会社・合資会社）

【法令等（多肢選択式）】（各8点）

科目	No.	テーマ
憲 法	41	人権（表現の自由－検閲の意義・税関検査事件）
行政法	42	一般的な法理論（適正手続－成田新法事件）
	43	行政事件訴訟法（無効等確認訴訟の立証責任）

【法令等（記述式）】（各20点）

科目	No.	テーマ
行政法	44	一般的な法理論（秩序罰）
民 法	45	債権（売主の担保責任） ※民法改正により削除
	46	親族（財産分与の目的・機能）

【一般知識等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
政 治 経 済 社 会	47	政治（日本と核兵器の関係）
	48	政治（改正公職選挙法）
	49	政治（日本の中央政府の庁）
	50	経済（TPP協定）
	51	経済（日本の戦後復興期の経済）
	52	社会（日本社会の多様化）
	53	社会（終戦後に日本で発生した自然災害）
情報通信 個人情報 保護	54	情報通信（人工知能）
	55	情報通信（IoTの定義）
	56	情報通信（情報通信用語）
	57	情報通信（公文書管理法）
文章理解	58	文章理解（並べ替え）
	59	文章理解（脱文挿入）
	60	文章理解（並べ替え）

試験結果の推移

直近10年間の行政書士試験の申込者数・受験者数・合格者数・合格率の推移を掲載します。

平均的には10%前後ですが、低い年度もありますので、しっかりと学習しなければいけない難易度（合格率）といえます。

年度	申込者数	受験者数	合格者数	合格率
平成23年度	83,543	66,297	5,337	8.05%
平成24年度	75,817	59,948	5,508	9.19%
平成25年度	70,896	55,436	5,597	10.10%
平成26年度	62,172	48,869	4,043	8.27%
平成27年度	56,965	44,366	5,820	13.12%
平成28年度	53,456	41,053	4,084	9.95%
平成29年度	52,214	40,449	6,360	15.7%
平成30年度	50,926	39,105	4,968	12.7%
令和元年度	52,386	39,821	4,571	11.5%
令和2年度	54,847	41,681	4,470	10.7%

※

※平成26年度は、法令科目の合格基準点を下げるとの補正的措置がとられました。

CONTENTS

はじめに／iii 本書の特長と使い方／iv
セパレートBOOK形式／vi シリーズ紹介と活用法／viii
行政書士試験の概要／x 出題テーマ一覧／xii
試験結果の推移／xxii

令和2年度

問題	問題編	1
解答解説	解答解説編	337

令和元年度

問題	問題編	71
解答解説	解答解説編	405

平成30年度

問題	問題編	139
解答解説	解答解説編	473

平成29年度

問題	問題編	205
解答解説	解答解説編	543

平成28年度

問題	問題編	269
解答解説	解答解説編	607

令和 2 年度

問題

令和2年度の問題1（2ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

問題2 簡易裁判所に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

ア 簡易裁判所は、禁固刑および懲役刑を科すことができず、これらを科す必要を認めるときは、事件を地方裁判所へ移送しなければならない。

イ 簡易裁判所における一部の民事事件の訴訟代理業務は、法務大臣の認定を受けた司法書士および行政書士にも認められている。

ウ 簡易裁判所で行う民事訴訟では、訴えは口頭でも提起することができる。

エ 少額訴訟による審理および裁判には、同一人が同一の簡易裁判所において同一の年に一定の回数を超えて求めることができないとする制限がある。

オ 簡易裁判所判事は、金銭その他の代替物または有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について、債権者の申立てにより、支払督促を発することができる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

憲法

問題3 次の文章の空欄〔ア〕～〔オ〕に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

未決勾留は、刑事訴訟法の規定に基づき、逃亡又は罪証隠滅の防止を目的として、被疑者又は被告人の〔ア〕を監獄内に限定するものであつて、右の勾留により拘禁された者は、その限度で〔イ〕的行動の自由を制限されるのみならず、前記逃亡又は罪証隠滅の防止の目的のために必要かつ〔ウ〕的な範囲において、それ以外の行為の自由をも制限されることを免れない……。また、監獄は、多数の被拘禁者を外部から〔エ〕して収容する施設であり、右施設内でこれらの者を集団として管理するにあつては、内部における規律及び秩序を維持し、その正常な状態を保持する必要があるから、……。この面からその者の〔イ〕的自由及びその他の行為の自由に一定の制限が加えられることは、やむをえないところというべきである……。被拘禁者の新聞紙、図書等の閲読の自由を制限する場合……。具体的事情のもとにおいて、その閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の〔オ〕性があると認められることが必要であり、かつ、……。制限の程度は、右の障害発生の防止のために必要かつ〔ウ〕的な範囲にとどまるべきものと解するのが相当である。

(最大判昭和58年6月22日民集第37巻5号793頁)

	ア	イ	ウ	エ	オ
1	居住	身体	合理	隔離	蓋然
2	活動	身体	蓋然	遮断	合理
3	居住	日常	合理	遮断	蓋然
4	活動	日常	蓋然	隔離	合理
5	居住	身体	合理	遮断	蓋然

問題4 表現の自由の規制に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 表現の内容規制とは、ある表現が伝達しようとするメッセージを理由とした規制であり、政府の転覆を煽動する文書の禁止、国家機密に属する情報の公表の禁止などがその例である。
- 2 表現の内容を理由とした規制であっても、高い価値の表現でないことを理由に通常の内容規制よりも緩やかに審査され、規制が許されるべきだとされる場合があり、営利を目的とした表現や、人種の憎悪をあおる表現などがその例である。
- 3 表現内容中立規制とは、表現が伝達しようとするメッセージの内容には直接関係なく行われる規制であり、学校近くでの騒音の制限、一定の選挙運動の制限などがその例である。
- 4 表現行為を事前に規制することは原則として許されないとされ、検閲は判例によれば絶対的に禁じられるが、裁判所による表現行為の事前差し止めは厳格な要件のもとで許容される場合がある。
- 5 表現行為の規制には明確性が求められるため、表現行為を規制する刑罰法規の法文が漠然不明確であったり、過度に広汎であったりする場合には、そうした文言の射程を限定的に解釈し合憲とすることは、判例によれば許されない。

令和2年度の問題5（7ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

問題 6 衆議院の解散に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 衆議院議員総選挙は、衆議院議員の任期が満了した場合と衆議院が解散された場合に行われるが、実際の運用では、任期満了による総選挙が過半数を占め、解散による総選挙は例外となっている。
- 2 内閣による衆議院の解散は、高度の政治性を有する国家行為であるから、解散が憲法の明文規定に反して行われるなど、一見極めて明白に違憲無効と認められる場合を除き、司法審査は及ばないとするのが判例である。
- 3 最高裁判所が衆議院議員選挙における投票価値の不均衡について憲法違反の状態にあると判断した場合にも、内閣の解散権は制約されないとするのが政府見解であるが、実際には、不均衡を是正しないまま衆議院が解散された例はない。
- 4 衆議院が内閣不信任案を可決し、または信任案を否決したとき、内閣は衆議院を解散できるが、この場合には、内閣によりすでに解散が決定されているので、天皇は、内閣の助言と承認を経ず、国事行為として衆議院議員選挙の公示を行うことができると解される。
- 5 天皇の国事行為は本来、厳密に形式的儀礼的性格のものにすぎない、と考えるならば、国事行為としての衆議院の解散の宣言について内閣が助言と承認の権能を有しているからといって、内閣が憲法上当然に解散権を有していると決めつけることはできない、という結論が導かれる。

問題7 憲法訴訟における違憲性の主張適格が問題となった第三者没収に関する最高裁判所判決*について、次のア～オの記述のうち、法廷意見の見解として、正しいものをすべて挙げた組合せはどれか。

- ア 第三者の所有物の没収は、所有物を没収される第三者にも告知、弁解、防禦の機会を与えることが必要であり、これなしに没収することは、適正な法律手続によらないで財産権を侵害することになる。
- イ かかる没収の言渡を受けた被告人は、たとえ第三者の所有物に関する場合であっても、それが被告人に対する附加刑である以上、没収の裁判の違憲を理由として上告をすることができる。
- ウ 被告人としても、その物の占有権を剥奪され、これを使用・収益できない状態におかれ、所有権を剥奪された第三者から賠償請求権等行使される危険に曝される等、利害関係を有することが明らかであるから、上告により救済を求めることができるものと解すべきである。
- エ 被告人自身は本件没収によって現実の具体的不利益を蒙っていないから、現実の具体的不利益を蒙っていない被告人の申立に基づき没収の違憲性に判断を加えることは、将来を予想した抽象的判断を下すものに外ならず、憲法81条が付与する違憲審査権の範囲を逸脱する。
- オ 刑事訴訟法では、被告人に対して言い渡される判決の直接の効力が被告人以外の第三者に及ぶことは認められていない以上、本件の没収の裁判によって第三者の所有権は侵害されていない。

(注) * 最大判昭和37年11月28日刑集16巻11号1593頁

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・オ
- 4 ア・イ・ウ
- 5 ア・エ・オ

行政法

問題 8 次の文章は、食中毒事故の原因食材を厚生大臣(当時)が公表したこと(以下「本件公表」という。)について、その国家賠償責任が問われた訴訟の判決文である。この判決の内容に明らかに反しているものはどれか。

食中毒事故が起こった場合、その発生原因を特定して公表することに関して、直接これを定めた法律の規定が存在しないのは原告の指摘するとおりである。しかし、行政機関が私人に関する事実を公表したとしても、それは直接その私人の権利を制限しあるいはその私人に義務を課すものではないから、行政行為には当たらず、いわゆる非権力的事実行為に該当し、その直接の根拠となる法律上の規定が存在しないからといって、それだけで直ちに違法の問題が生じることはないというべきである。もちろん、その所管する事務とまったくかけ離れた事項について公表した場合には、それだけで違法の問題が生じることも考えられるが、本件各報告の公表はそのような場合ではない。すなわち、厚生省は、公衆衛生行政・食品衛生行政を担い、その所管する食品衛生法は、「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」を目的としている(法1条)のであるから、本件集団下痢症の原因を究明する本件各報告の作成・公表は、厚生省及び厚生大臣の所管する事務の範囲内に含まれることは明らかである。このように、厚生大臣がその所管する事務の範囲内において行い、かつ、国民の権利を制限し、義務を課すことを目的としてなされたものではなく、またそのような効果も存しない本件各報告の公表について、これを許容する法律上の直接の根拠がないからといって、それだけで直ちに法治主義違反の違法の問題が生じるとはいえない。

(大阪地裁平成14年3月15日判決・判例時報1783号97頁)

- 1 法律の留保に関するさまざまな説のうち、いわゆる「侵害留保説」が前提とされている。
- 2 行政庁がその所掌事務からまったく逸脱した事項について公表を

行った場合、当該公表は違法性を帯びることがありうるとの立場がとられている。

- 3 義務違反に対する制裁を目的としない情報提供型の「公表」は、非権力的事実行為に当たるとの立場がとられている。
- 4 集団下痢症の原因を究明する本件各報告の公表には、食品衛生法の直接の根拠が存在しないとの立場がとられている。
- 5 本件公表は、国民の権利を制限し、義務を課すことを直接の目的とするものではないが、現実には特定の国民に重大な不利益をもたらす事実上の効果を有するものであることから、法律上の直接の根拠が必要であるとの立場がとられている。

令和2年度の問題58～問題60（64ページ～69ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

令和元年度の問題1（72ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

令和元年度の問題20（91ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

令和元年度の問題58～問題60（134ページ～138ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

平成30年度の問題1（140ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

平成30年度の問題7（146ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

平成30年度の問題58～問題60（200ページ～204ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

平成29年度の問題1（206ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

平成29年度の問題6（210ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

平成29年度の問題58～問題60（262ページ～267ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

平成28年度の問題58～問題60（330ページ～335ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

令和2年度の問題1の解答解説（340ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

令和2年度の問題5の解答解説（344ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

令和2年度の問題58～問題60の解答解説（402ページ～404ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

令和元年度の問題1の解答解説（408ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

令和元年度の問題20の解答解説（429ページ～430ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

令和元年度の問題58～問題60の解答解説（468ページ～472ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

平成30年度の問題1の解答解説（476ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

平成30年度の問題7の解答解説（483ページ～484ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

平成30年度の問題58～問題60の解答解説（538ページ～541ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

平成29年度の問題1の解答解説（546ページ～547ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

平成29年度の問題6の解答解説（551ページ～552ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

平成29年度の問題58～問題60の解答解説（602ページ～605ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

平成28年度の問題58～問題60の解答解説（674ページ～676ページ）は、
著作権上の問題から、掲載を省略しております。

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ
2021年度版 みんなが欲しかった！行政書士の5年過去問題集

発行日 2021年2月24日

初版発行

編著者 TAC株式会社（行政書士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2021

管理コード 09437P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。